

**令和6年度 第2回
古賀市国民健康保険運営協議会
資料**

令和6年8月20日

国民健康保険税に関する令和6年度への申し送り事項

令和5年度の国保運営協議会での協議内容

① 税率改定の時期

- ・令和6年度以降も国保税収は減少する一方で県への納付金額は下がらないことが予想され、単年度での収支マイナスは年々増加していくことが見込まれるため、今後の見通しや予測される変動要素などの把握を行った上で、税率改定に向けた協議は、前回改定から3年となる令和6年度に行うことを基本とする。
(令和6年度の国保運営協議会において、令和7年度からの税率改定について検討)

② 県が示す標準税率への調整

- ・本市の税率は、県が示す標準税率に比べて特に「応益割（均等割、平等割）」が低い状況にあるため、将来の「県内保険税率の完全統一」を念頭に置いて、税率の激変が生じないように、県が示す標準税率に徐々に近づける必要がある。

③ 国保税の区分ごとの収支の調整（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）

- ・税率改定の検討を行う場合は、国保税の区分（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）ごとに収支バランスがとれるように税率を調整をする必要がある。
特に、「介護納付金分」は負担する年齢層が限られており（40歳～64歳）、収支を意識する必要がある。

④ 基金の活用

- ・現基金残高は約5億円であり、令和6年度までに一部取り崩しが生じる見込みではあるが、税率改定を行う場合には基金を可能な範囲で活用することで、税率の激変を緩和するための検討を行う。

「市国保税率」と「県が示す標準保険税率」の比較（令和6年度）

		(A) 市税率	(B) 県が示す標準税率	比較	
				税率差 (A) - (B)	備考
応能割	所得割				(医療分)
	(医療分)	8.40%	7.58%	+ 0.82%	・市税率のほうが高い
	(後期高齢者支援金分)	2.90%	3.05%	- 0.15%	(後期分、介護分)
	(介護納付金分)	2.40%	2.49%	- 0.09%	・市税率のほうが低い
応益割	均等割（1人あたり）				
	(医療分)	23,800 円	28,074 円	- 4,274 円	・市税率のほうが低い
	(後期高齢者支援金分)	8,600 円	11,064 円	- 2,464 円	
	(介護納付金分)	13,600 円	11,262 円	(2,338 円)	※
	平等割（1世帯あたり）				
	(医療分)	26,200 円	28,096 円	- 1,896 円	・市税率のほうが低い
	(後期高齢者支援金分)	9,400 円	11,072 円	- 1,672 円	
(介護納付金分)	—	8,655 円	(- 8,655 円)	※	

※ 介護納付金分については、古賀市は2方式（平等割は設定していない）で設定しているが、県が示す標準税率は3方式で示される

○ 「応能割：応益割」の比率

県が示す標準税率は、「応能割：応益割」 = 約「45：55」となるように設定されている

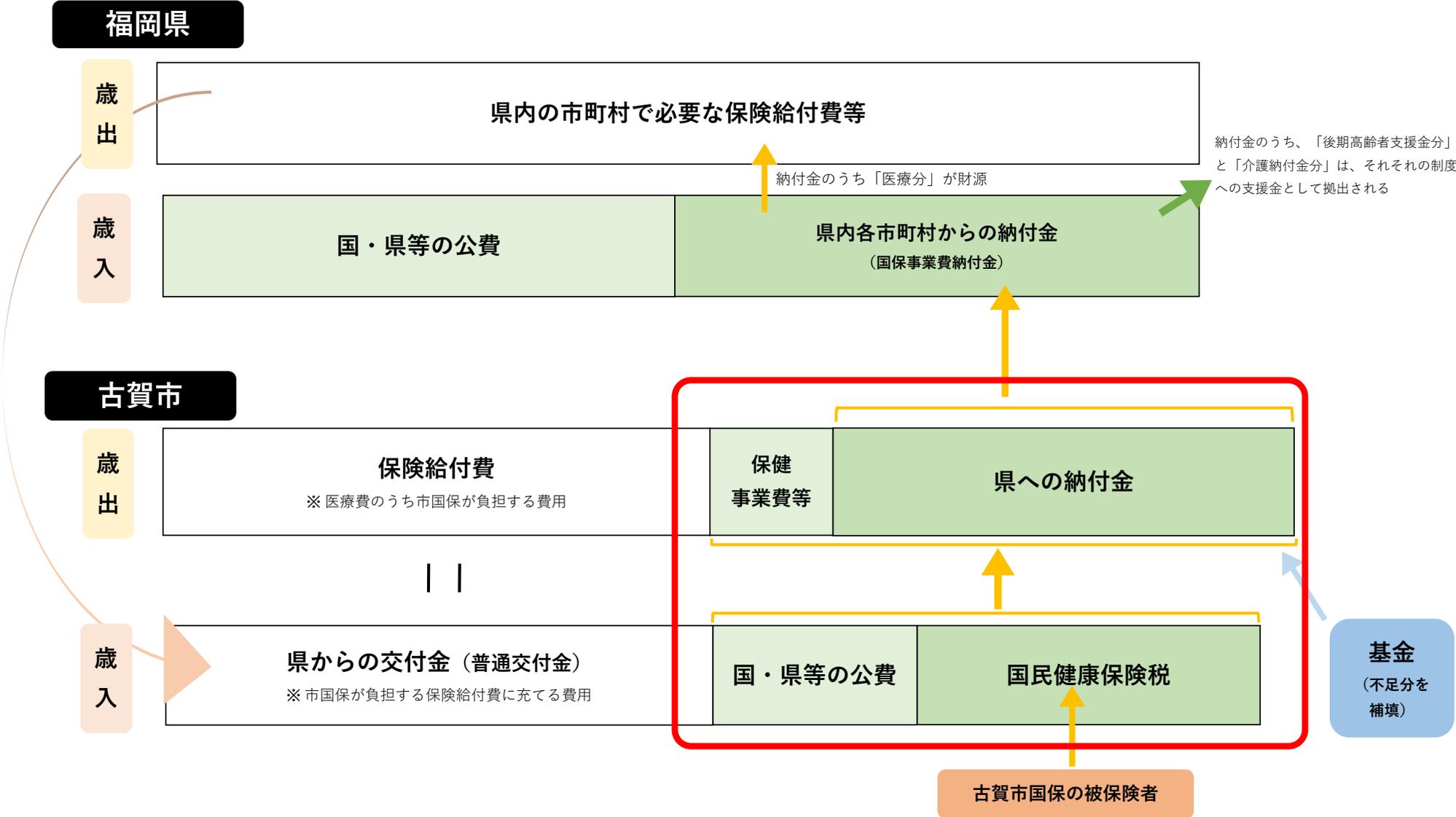
※ 比率は、国が示す係数等の状況によって、年度ごとに若干変動するため、おおよその目安

古賀市の状況（令和5年度分）

- ・医療分 「応能割：応益割」 = 約「51：49」
- ・後期支援分 「応能割：応益割」 = 約「50：50」
- ・介護納付金分 「応能割：応益割」 = 約「52：48」

国民健康保険財政の仕組み

- ・ 保険給付費（医療給付）に関連する国保財政の仕組みを単純化して示したもの
- ・ 各市町村は、国民健康保険税等を主な財源として、県への納付金を納める（各市町村の納付金額は、県が必要な医療費等を見込んで1月に翌年度の金額を決定）



市国保の収支状況①

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
① 歳入合計（「②歳出」の財源となる部分）	16.42億円	16.61億円	16.30億円	16.37億円	15.71億円	14.95億円
国民健康保険税 (被保険者1人あたり換算)	11.68億円 (98,428円)	11.18億円 (95,838円)	10.93億円 (94,843円)	10.92億円 (97,850円)	10.29億円 (96,824円)	9.79億円 (96,899円)
国・県負担金等（関連部分のみ）	4.75億円	5.42億円	5.37億円	5.45億円	5.42億円	5.16億円
② 歳出合計（「①歳入」を財源とする部分）	15.01億円	16.02億円	15.87億円	15.96億円	16.10億円	15.64億円
県への納付金	14.30億円	15.32億円	15.03億円	15.09億円	15.26億円	14.67億円
その他給付・保健事業等（関連部分のみ）	0.71億円	0.70億円	0.84億円	0.87億円	0.84億円	0.97億円

差し引き収支（単年度） ※ ①－②	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲ 0.39億円	▲ 0.69億円
-------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------

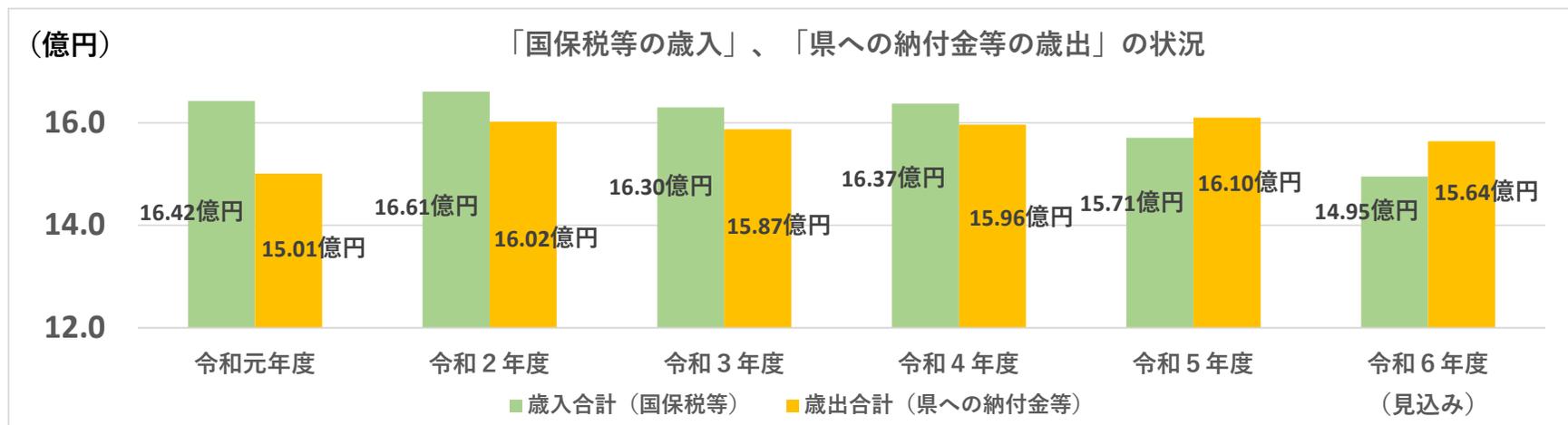
※ 国保税及び県への納付金関連部分の収支のみを単純化している（繰越金も考慮していない）ため、差し引き収支欄の金額は国民健康保険特別会計全体の収支額とは一致しない

※ 端数処理により、合計と内訳の金額が一致しない部分がある

基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円
（前年度比）	—	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲ 0.49億円)	(▲ 0.69億円)

※ 令和6年度は、差し引き収支のマイナス分と同額を基金から取り崩すこととして試算

（国保税及び県への納付金関連部分の収支のみを単純化した収支のため、令和5年度までは差し引き収支の金額と基金残高の増減額は一致しない）



市国保の収支状況②（医療分・後期分・介護納付金分の内訳）

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
① 歳入 （「②歳出」の財源となる部分）	16.42億円	16.61億円	16.30億円	16.37億円	15.71億円	14.95億円
国民健康保険税	11.68億円	11.18億円	10.93億円	10.92億円	10.29億円	9.79億円
（内訳）						
（医療分）	(8.08億円)	(7.76億円)	(7.59億円)	(7.56億円)	(7.11億円)	(6.76億円)
（後期高齢者支援金分）	(2.78億円)	(2.67億円)	(2.62億円)	(2.61億円)	(2.49億円)	(2.35億円)
（介護納付金分）	(0.81億円)	(0.76億円)	(0.73億円)	(0.74億円)	(0.69億円)	(0.68億円)
その他国・県負担金等 <small>（関連部分のみ）</small>	4.75億円	5.42億円	5.37億円	5.45億円	5.42億円	5.16億円
（内訳）						
（医療分）	(3.77億円)	(4.45億円)	(4.41億円)	(4.44億円)	(4.41億円)	(4.19億円)
（後期高齢者支援金分）	(0.77億円)	(0.77億円)	(0.76億円)	(0.80億円)	(0.79億円)	(0.77億円)
（介護納付金分）	(0.21億円)	(0.20億円)	(0.20億円)	(0.21億円)	(0.21億円)	(0.21億円)

国保の被保険者数の減少に伴って、
国保税収入は年々減少傾向

（国保税収入は減少傾向だが）
県への納付金額はあまり減少して
いない。特に、「後期高齢者支援
金分」、「介護納付金分」が減少
せず、微増傾向

② 歳出 （「①歳入」を財源とする部分）	15.01億円	16.02億円	15.87億円	15.96億円	16.10億円	15.64億円
県への納付金	14.30億円	15.32億円	15.03億円	15.09億円	15.26億円	14.67億円
（内訳）						
（医療分）	(10.17億円)	(10.96億円)	(10.72億円)	(10.81億円)	(10.72億円)	(10.10億円)
（後期高齢者支援金分）	(3.10億円)	(3.32億円)	(3.27億円)	(3.24億円)	(3.49億円)	(3.53億円)
（介護納付金分）	(1.00億円)	(1.04億円)	(1.03億円)	(1.04億円)	(1.05億円)	(1.04億円)
その他給付、保健事業等 <small>※ 全て医療分</small>	0.71億円	0.70億円	0.84億円	0.87億円	0.84億円	0.97億円

仮に、R6年度（推計値）の収支マ
イナスを解消しようとする場合、必
要な国保税（概算）は以下のとおり

（被保険者1人あたり、概算）
・医療分 +約1,500円/年
・後期支援金分 +約4,500円/年
・介護納付金分 +約5,500円/年
※ 介護納付金分は40～64歳のみ対象

差し引き収支（単年度） ※ ①-②	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円
（医療分）	(0.97億円)	(0.55億円)	(0.43億円)	(0.32億円)	(▲0.03億円)	(▲0.12億円)
（後期高齢者支援金分）	(0.44億円)	(0.11億円)	(0.11億円)	(0.18億円)	(▲0.21億円)	(▲0.42億円)
（介護納付金分）	(0.02億円)	(▲0.08億円)	(▲0.11億円)	(▲0.08億円)	(▲0.15億円)	(▲0.16億円)

基金残高 （各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円
（前年度比）	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)

【推計】市国保の収支状況③（国保税率に変更がない場合）

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】（国保税率に変更がない場合）		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
④ 歳入 （「⑥歳出」の財源となる部分）	16.42億円	16.61億円	16.30億円	16.37億円	15.71億円	14.95億円	14.24億円	13.80億円	13.39億円
国民健康保険税	11.68億円	11.18億円	10.93億円	10.92億円	10.29億円	9.79億円	9.51億円	9.18億円	8.87億円
（医療分）	(8.08億円)	(7.76億円)	(7.59億円)	(7.56億円)	(7.11億円)	(6.76億円)	(6.56億円)	(6.33億円)	(6.12億円)
（後期高齢者支援金分）	(2.78億円)	(2.67億円)	(2.62億円)	(2.61億円)	(2.49億円)	(2.35億円)	(2.29億円)	(2.21億円)	(2.13億円)
（介護納付金分）	(0.81億円)	(0.76億円)	(0.73億円)	(0.74億円)	(0.69億円)	(0.68億円)	(0.66億円)	(0.64億円)	(0.63億円)
その他国・県負担金等（関連部分のみ）	4.75億円	5.42億円	5.37億円	5.45億円	5.42億円	5.16億円	4.73億円	4.62億円	4.51億円
（医療分）	(3.77億円)	(4.45億円)	(4.41億円)	(4.44億円)	(4.41億円)	(4.19億円)	(3.85億円)	(3.77億円)	(3.69億円)
（後期高齢者支援金分）	(0.77億円)	(0.77億円)	(0.76億円)	(0.80億円)	(0.79億円)	(0.77億円)	(0.68億円)	(0.66億円)	(0.63億円)
（介護納付金分）	(0.21億円)	(0.20億円)	(0.20億円)	(0.21億円)	(0.21億円)	(0.21億円)	(0.19億円)	(0.19億円)	(0.19億円)
⑤ 歳出 （「④歳入」を財源とする部分）	15.01億円	16.02億円	15.87億円	15.96億円	16.10億円	15.64億円	15.52億円	15.38億円	15.26億円
県への納付金	14.30億円	15.32億円	15.03億円	15.09億円	15.26億円	14.67億円	14.55億円	14.42億円	14.31億円
（医療分）	(10.17億円)	(10.96億円)	(10.72億円)	(10.81億円)	(10.72億円)	(10.10億円)	(9.92億円)	(9.73億円)	(9.56億円)
（後期高齢者支援金分）	(3.10億円)	(3.32億円)	(3.27億円)	(3.24億円)	(3.49億円)	(3.53億円)	(3.59億円)	(3.65億円)	(3.71億円)
（介護納付金分）	(1.00億円)	(1.04億円)	(1.03億円)	(1.04億円)	(1.05億円)	(1.04億円)	(1.04億円)	(1.04億円)	(1.04億円)
給付、保健事業等 ※ 全て医療分	0.71億円	0.70億円	0.84億円	0.87億円	0.84億円	0.97億円	0.96億円	0.96億円	0.95億円
差し引き収支（単年度） ※ ④－⑤	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲ 0.39億円	▲ 0.69億円	▲ 1.28億円	▲ 1.58億円	▲ 1.88億円
（医療分）	(0.97億円)	(0.55億円)	(0.43億円)	(0.32億円)	(▲ 0.03億円)	(▲ 0.12億円)	(▲ 0.47億円)	(▲ 0.59億円)	(▲ 0.70億円)
（後期高齢者支援金分）	(0.44億円)	(0.11億円)	(0.11億円)	(0.18億円)	(▲ 0.21億円)	(▲ 0.42億円)	(▲ 0.62億円)	(▲ 0.78億円)	(▲ 0.95億円)
（介護納付金分）	(0.02億円)	(▲ 0.08億円)	(▲ 0.11億円)	(▲ 0.08億円)	(▲ 0.15億円)	(▲ 0.16億円)	(▲ 0.19億円)	(▲ 0.21億円)	(▲ 0.23億円)
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	2.55億円	0.97億円	▲ 0.91億円
前年度比	－	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲ 0.49億円)	(▲ 0.69億円)	(▲ 1.28億円)	(▲ 1.58億円)	(▲ 1.88億円)
（参考）被保険者数（年度平均）	11,865人	11,669人	11,525人	11,158人	10,624人	10,100人	9,750人	9,400人	9,075人

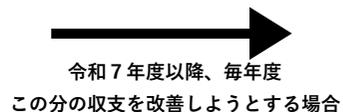
※ R6～R9は推計値

【推計】市国保の収支状況④（国保税率を調整する場合）

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

【パターン①-1】 令和5年度収支ベースのマイナス分を基準に調整

「令和5年度」収支ベースのマイナス分
 (医療分) ▲0.08億円
 (後期高齢者支援金分) ▲0.21億円
 (介護納付金分) ▲0.15億円



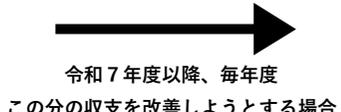
○必要となる被保険者1人あたり国民健康保険税（概算）
 (医療分) +約500円/年
 (後期高齢者支援金分) +約2,500円/年
 (介護納付金分) ※40～64歳のみ +約5,000円/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
差し引き収支（単年度）	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円	▲0.89億円	▲1.19億円	▲1.48億円
（医療分）	0.97億円	0.55億円	0.43億円	0.32億円	▲0.03億円	▲0.12億円	▲0.44億円	▲0.56億円	▲0.67億円
（後期高齢者支援金分）	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.18億円	▲0.21億円	▲0.42億円	▲0.41億円	▲0.58億円	▲0.74億円
（介護納付金分）	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.08億円	▲0.15億円	▲0.16億円	▲0.04億円	▲0.06億円	▲0.08億円
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	2.94億円	1.75億円	0.27億円
前年度比	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)	(▲0.89億円)	(▲1.19億円)	(▲1.48億円)

※ 令和6年度～令和9年度は、差し引き収支のマイナス分と同額を基金から取り崩すこととして試算（以下のパターンも同様）

【パターン①-2】 令和6年度収支ベースのマイナス分を基準に調整

「令和6年度」収支ベースのマイナス分
 (医療分) ▲0.18億円
 (後期高齢者支援金分) ▲0.42億円
 (介護納付金分) ▲0.16億円



○必要となる被保険者1人あたり国民健康保険税（概算）
 (医療分) +約1,500円/年
 (後期高齢者支援金分) +約4,500円/年
 (介護納付金分) ※40～64歳のみ +約5,500円/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
差し引き収支（単年度）	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円	▲0.59億円	▲0.89億円	▲1.19億円
（医療分）	0.97億円	0.55億円	0.43億円	0.32億円	▲0.03億円	▲0.12億円	▲0.35億円	▲0.47億円	▲0.58億円
（後期高齢者支援金分）	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.18億円	▲0.21億円	▲0.42億円	▲0.21億円	▲0.37億円	▲0.53億円
（介護納付金分）	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.08億円	▲0.15億円	▲0.16億円	▲0.03億円	▲0.05億円	▲0.07億円
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	3.24億円	2.35億円	1.16億円
前年度比	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)	(▲0.59億円)	(▲0.89億円)	(▲1.19億円)

【パターン①-3】令和7年度収支ベース（推計）のマイナス分を基準に調整

「令和7年度」収支ベースのマイナス分
 (医療分) ▲0.53億円
 (後期高齢者支援金分) ▲0.62億円
 (介護納付金分) ▲0.19億円

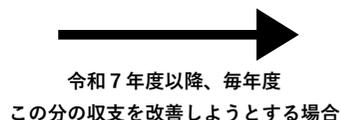
→
 令和7年度以降、毎年度
 この分の収支を改善しようとする場合

○必要となる被保険者1人あたり国民健康保険税（概算）
 (医療分) +約5,000円/年
 (後期高齢者支援金分) +約6,500円/年
 (介護納付金分) ※40～64歳のみ +約7,000円/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
差し引き収支（単年度）	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円	0.00億円	▲0.30億円	▲0.60億円
（医療分）	0.97億円	0.55億円	0.43億円	0.32億円	▲0.03億円	▲0.12億円	0.00億円	▲0.12億円	▲0.23億円
（後期高齢者支援金分）	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.18億円	▲0.21億円	▲0.42億円	0.00億円	▲0.16億円	▲0.32億円
（介護納付金分）	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.08億円	▲0.15億円	▲0.16億円	0.00億円	▲0.02億円	▲0.04億円
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	3.83億円	3.53億円	2.93億円
前年度比	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)	(0.00億円)	(▲0.30億円)	(▲0.60億円)

【パターン②-1】 令和6年度収支ベースのマイナス分（後期高齢者支援金分、介護納付金分）を基準に調整

「令和6年度」収支ベースのマイナス分
 (後期高齢者支援金分) ▲0.42億円
 (介護納付金分) ▲0.16億円

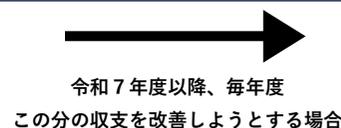


○必要となる被保険者1人あたり国民健康保険税（概算）
 (医療分) +0円/年
 (後期高齢者支援金分) +約4,500円/年
 (介護納付金分) ※40～64歳のみ +約5,500円/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
差し引き収支（単年度）	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円	▲0.71億円	▲1.01億円	▲1.30億円
（医療分）	0.97億円	0.55億円	0.43億円	0.32億円	▲0.03億円	▲0.12億円	▲0.47億円	▲0.59億円	▲0.70億円
（後期高齢者支援金分）	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.18億円	▲0.21億円	▲0.42億円	▲0.21億円	▲0.37億円	▲0.53億円
（介護納付金分）	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.08億円	▲0.15億円	▲0.16億円	▲0.03億円	▲0.05億円	▲0.07億円
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	3.12億円	2.11億円	0.81億円
前年度比	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)	(▲0.71億円)	(▲1.01億円)	(▲1.30億円)

【パターン②-2】 令和7年度収支ベースのマイナス分（後期高齢者支援金分、介護納付金分）を基準に調整

「令和7年度」収支ベースのマイナス分
 (後期高齢者支援金分) ▲0.62億円
 (介護納付金分) ▲0.19億円



○必要となる被保険者1人あたり国民健康保険税（概算）
 (医療分) +0円/年
 (後期高齢者支援金分) +約6,500円/年
 (介護納付金分) ※40～64歳のみ +約7,000円/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	【推計】		
							令和7年度	令和8年度	令和9年度
差し引き収支（単年度）	1.42億円	0.58億円	0.43億円	0.41億円	▲0.39億円	▲0.69億円	▲0.47億円	▲0.77億円	▲1.07億円
（医療分）	0.97億円	0.55億円	0.43億円	0.32億円	▲0.03億円	▲0.12億円	▲0.47億円	▲0.59億円	▲0.70億円
（後期高齢者支援金分）	0.44億円	0.11億円	0.11億円	0.18億円	▲0.21億円	▲0.42億円	0.00億円	▲0.16億円	▲0.32億円
（介護納付金分）	0.02億円	▲0.08億円	▲0.11億円	▲0.08億円	▲0.15億円	▲0.16億円	0.00億円	▲0.02億円	▲0.04億円
基金残高（各年度末時点）	2.02億円	3.47億円	4.31億円	5.01億円	4.52億円	3.83億円	3.36億円	2.58億円	1.51億円
前年度比	-	(1.45億円)	(0.84億円)	(0.70億円)	(▲0.49億円)	(▲0.69億円)	(▲0.47億円)	(▲0.77億円)	(▲1.07億円)

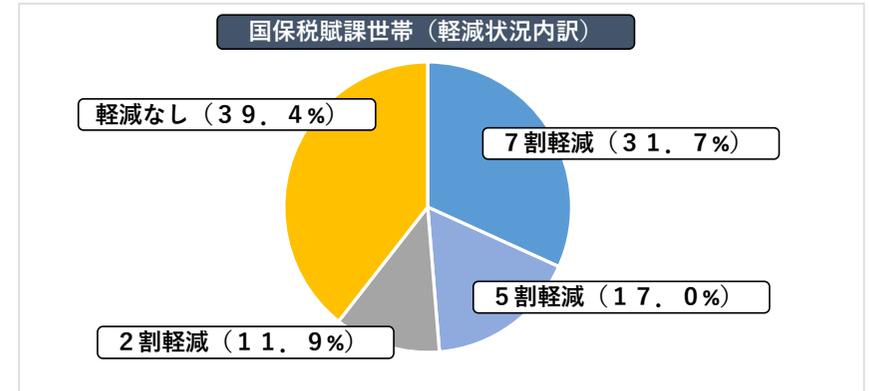
国民健康保険税の軽減（2・5・7割軽減）

- ・所得の状況に応じて、本来の国民健康保険税額から「2割軽減」、「5割軽減」、「7割軽減」する制度がある
- ・軽減は「均等割」と「平等割」に適用（「所得割」には適用されない）

（1）国保税の軽減状況 ※ 令和5年度分（医療分のみ）

対象世帯数 (国保税賦課世帯)	軽減対象世帯数		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
8,300	987	1,410	2,634
	(11.9%)	(17.0%)	(31.7%)

➡ 軽減対象合計、5,031世帯 (60.6%)



（2）軽減適用した場合の税率

		税率 (軽減なし)
① 医療分		
ア)	所得割 (所得金額×税率)	8.4%
イ)	均等割 (1人あたり)	23,800円
ウ)	平等割 (1世帯あたり)	26,200円
② 後期高齢者支援金分		
ア)	所得割 (所得金額×税率)	2.9%
イ)	均等割 (1人あたり)	8,600円
ウ)	平等割 (1世帯あたり)	9,400円
③ 介護納付金分 (40～64歳)		
ア)	所得割 (所得金額×税率)	2.4%
イ)	均等割 (1人あたり)	13,600円
ウ)	平等割 (1世帯あたり)	—

軽減適用



		軽減世帯の税率		
		2割軽減	5割軽減	7割軽減
① 医療分				
ア)	所得割	8.4% (同じ税率)		
イ)	均等割	19,040円	11,900円	7,140円
ウ)	平等割	20,960円	13,100円	7,860円
② 後期高齢者支援金分				
ア)	所得割	2.9% (同じ税率)		
イ)	均等割	6,880円	4,300円	2,580円
ウ)	平等割	7,520円	4,700円	2,820円
③ 介護納付金分 (40～64歳)				
ア)	所得割	2.4% (同じ税率)		
イ)	均等割	10,880円	6,800円	4,080円
ウ)	平等割	—	—	—

(3) 国保税軽減対象となる収入額の目安

○ 1人世帯の場合

	収入額上限の目安		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
給与収入のみ	1,525,000 円	1,275,000 円	980,000 円
年金収入のみ			
64歳以下	1,666,667 円	1,333,334 円	1,030,000 円
65歳以上	2,225,000 円	1,975,000 円	1,680,000 円

○ 2人世帯（給与、年金収入は1人のみ）の場合

	収入額上限の目安		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
給与収入のみ	2,287,999 円	1,570,000 円	980,000 円
年金収入のみ			
64歳以下	2,393,334 円	1,726,667 円	1,030,000 円
65歳以上	2,770,000 円	2,270,000 円	1,680,000 円

(4) 税率改定をした場合の影響（「均等割」と「平等割」のみ増額した場合の概算）

国保税額（年額）改定幅 （「均等割」、「平等割」による増額合計）	負担増額（年額）			
	軽減なし	「2割軽減」	「5割軽減」	「7割軽減」
+ 3,000 円の場合	+ 3,000 円	+ 2,400 円	+ 1,500 円	+ 900 円
+ 5,000 円の場合	+ 5,000 円	+ 4,000 円	+ 2,500 円	+ 1,500 円
+ 7,000 円の場合	+ 7,000 円	+ 5,600 円	+ 3,500 円	+ 2,100 円
+ 10,000 円の場合	+ 10,000 円	+ 8,000 円	+ 5,000 円	+ 3,000 円
+ 15,000 円の場合	+ 15,000 円	+ 12,000 円	+ 7,500 円	+ 4,500 円
+ 20,000 円の場合	+ 20,000 円	+ 16,000 円	+ 10,000 円	+ 6,000 円

- ・ 2、5、7割軽減による差額分の国民健康保険税は、公費（国、県、市の負担金）で補填される仕組み
→ 市国保から見ると、最終的には軽減なしの金額分が収入として入ってくることになる
- ・ 上記の表は1人世帯の場合の概算。2人以上の世帯の場合は、「均等割」の増額分が被保険者の人数分加算される

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

※ こども家庭庁資料（令和6年3月29日）

- ・令和8年度から、各医療保険において「子ども・子育て支援金」の徴収が開始される
- ・そのため、従来の国保税率区分（「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」）の他に、「子ども・子育て支援金分」の区分が増える（県への納付金の区分も増える）